株式会社 Office · Boon 業務委託 利用規約

- 1. この利用規約は、本取引に関する弊社とお客様との全ての関係に適用されるものとします。但し、弊社とお客様が特別な条件で、契約書面を交わし締結された契約については除くものとします。
- 2. 本規約の内容は、弊社が必要と認めた場合には、個別の承諾を得ずに変更できるものとします。 なお、改定後の規約は、弊社 web サイト上にアップロードされ、公開された日より効力を発するものとします。
- 3. お客様がご希望される業務委託日時や業務委託料金等については、実演販売・プレゼンター・MC・推奨販売・セミナー並びに 講演会、各種研修の講師・コンサルティング業務委託受任者等(以下単に「受任者」といいます)の スケジュール等の都合により、 お客様のご希望に沿えない場合があります。ご希望業務委託日時の調整をお願いすること、または他の受任者を紹介させていただ くことがありますので、ご了承ください。
- 4. 弊社は、お客様から口頭、または FAX、メールなどの書面でいただいた業務委託の正式依頼に対し、口頭または書面により受任者に承諾いただいた時点から本取引を開始致します。
- 5. 本取引の開始後、お客様がその都合により本取引を中止する場合、またはお客様側で生じたトラブル等の事由により本取引を実施することが不可能となった場合は、お客様に以下のキャンセル料金を適用しお支払いいただきますので、ご注意ください。
- 6. キャンセル料金は全て外税になります。別途、消費税を加えた金額を請求させていただきます。

◇キャンセル料

出演(業務委託)予定日を含み予定日から 30 日前まで 業務委託料金の 100%

- 31 日前から35 日前まで 業務委託料金の80%
- 36 日前から 45 日前まで 業務委託料金の 70%
- 46 日前から50 日前まで 業務委託料金の60%
- 51 日前から55 日前まで 業務委託料金の50%
- 56 日前から60 日前まで 業務委託料金の 40%
- 61 日前から65 日前まで 業務委託料金の35%
- 66 日前から70 日前まで 業務委託料金の30%
- 71 日前から 75 日前まで 業務委託料金の 25%
- 76 日前から80 日前まで 業務委託料金の20%
- 81 日前から85 日前まで 業務委託料金の 15%
- 86 日前から90 日前まで 業務委託料金の 10%

※ 尚、一部受任者によってはキャンセル規定が上記とは別の設定となっている場合がございます。別設定となっている受任者への依頼をされた場合は、必ず弊社よりお知らせさせていただきますので、その旨ご了承ください。

業務委託料金は全て外税になります。別途、消費税を加えた金額を請求させていただきます。また、業務実施・出演会場までの 往復交通費、宿泊が必要な場合の 宿泊費等の費用を、業務委託料金と合わせて請求させていただきます。

- 2. お支払いは弊社指定口座への銀行振込になります。なお、お振込手数料はお客様のご負担をお願いします。
- 3. 業務委託となっておりますので、源泉徴収は弊社にて処理致します。
- 4. 出演日(業務委託実施日)の当月末日締め、翌月末日以内(土・日・祝日等の銀行休業日を除く)にお支払いをいただきます。
- 5. キャンセル料金は、本取引中止日を含め30日以内(土・日・祝日等の銀行休業日を除く)にお支払いいただきます。
- 6. 業務委託料金、費用、キャンセル料その他本規約に基づきお客様から弊社に支払われる金銭の支払いを遅滞した場合、その遅滞金額に対し、支払期日の翌日から完済に至るまで年 14.6%の割合による遅延損害金をお支払いいただきます。
- 7. 業務委託料金は、業務委託内容によってお客様と締結させて頂いた金額よるものとします。委託業務以外の業務について、お客

様から直接受任者に対し指示・依頼された場合は、別途追加料金をご請求させて頂きます。

- 8. 業務委託料金以外に必要な主な費用は、出演会場までの往復交通費、宿泊が必要な場合の宿泊費等です。
- 9.受任者によっては、マネージャー(もしくは弊社スタッフ)が同行する場合がありますので、同行マネージャー(もしくは弊社スタッフ)の出演会場までの 往復交通費、宿泊が必要な場合の宿泊費等が必要になります。また、業務委託等の内容によっては、アシスタント(もしくは弊社スタッフ)が同行する場合が あります。この場合、同行アシスタント(もしくは弊社スタッフ)の出演会場までの往復交通費、宿泊が必要な場合の宿泊費等が必要になります。
- 10. 弊社は、弊社代表取締役、藤沢文学本人が行う業務委託を除き、業務委託料金(受任者報酬)より一定(10~30%)の手数料を徴収させていただきます。 業務委託料金以外を対象として弊社が手数料を請求することはありません。
- 11. ご予約いただきました受任者が、不慮の事故や逝去などにより業務委託会場に向かえない又は向かうことが困難な場合、弊社では早急に代役の受任者の手配をさせていただきますが、急な事態に対応が不可能な場合もございます。その際に考えられる損害賠償責任を弊社では負いかねますので、予め御了承願います。
- 12. 地震、台風、豪雨、津波その他の天変地異、火災、テロ行為、その他不可抗力により、受任者が業務委託会場に向かえないもしくは向かうことが困難となる、又は業務委託会場及びその地域からの移動が困難となる、その他受任者の生命、身体及び財産等に何らかの損害が生じる可能性があるものと弊社が判断した場合、業務委託を辞退させていただく場合がございます。その際に考えられる損害賠償責任を弊社では負いかねますので、予め御了承願います。
- 13. ご予約いただきました受任者が急遽公職に就くことになった場合や公職に立候補することとなった場合、その他業務委託を行えないやむを得ない事由の生じた場合、業務委託会を辞退させていただく場合がございます。その場合弊社では、代役の受任者のご提案・手配をさせていただきます。その旨予めご了承下さい。
- 14. 特に別段の合意をした場合を除き、業務委託に伴い生じる著作権その他知的財産権は、お客様に移転するものではなく、受任者に留保されますので、 業務委託の内容を、他の目的・方法により利用される場合は、有償無償を問わず、受任者の事前の許諾が必要となります。予めご了承下さい。
- 15. 正式依頼後であっても、お客様の資産、信用に重大な変動が生じた場合、そのおそれがある場合、その他お客様との本取引を継続することが困難であると弊社が判断した場合は、お客様との本取引を解除することがありますので、予めご了承下さい。
- 16. お客様は、以下の事項について表明し、保証するものとします。弊社が、お客様について当該表明保証に違反していると判断する場合は、何らの通知・催告を要せず、本取引を解除することができるものとします。この場合において、弊社は何ら損害賠償の責を負わないものとします。
 - ・暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能 暴力団、その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます)でないこと、過去にも反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力との取引等なんらの関わりもないこと、及び当該関わりが過去にもなかったこと
 - ・刑罰法規その他法令に違反する行為及びそのおそれのある行為、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求、その他の反社会的活動(以下「反社会的活動」といいます)を行っていないこと、及びそれらを過去に行っていないこと
- 17. ご予約いただきました受任者について、反社会的勢力に該当しないこと、反社会的活動を行わないこと等弊社に表明保証した内容に違反した場合その他 弊社が当該受任者を登録受任者として不適切であると判断した場合、弊社から当該受任者による業務委託等をキャンセルする場合がございます。その旨予めご了承下さい。
- 18. 本取引に関連して、万が一弊社が損害賠償等の責任を負う場合はお客様に現実にお支払いいただいた業務委託料金の範囲内でその責任を負うものとします。
- 19. 本規約に定めのない事情が生じた場合、弊社とお客様との間で協議し、誠実に処理するものと致します。
- 20. 本取引に関連して万が一紛争が生じ、訴訟の必要が生じた場合は東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

2015年9月16日制定 2019年6月27日改定